

第21回宮古市農業委員会  
総会議事録

宮古市農業委員会

## 第21回宮古市農業委員会総会議事録

令和5年1月25日、第21回総会は市役所2-1会議室に招集された。

1. 開会日時 令和5年1月25日(水)午後1時30分
2. 閉会日時 令和5年1月25日(水)午後1時50分

3. 出席委員は次のとおりである。(出席委員 8名)

2番 古舘 秀巳 委員	3番 竹野 牧子 委員	5番 中野 正隆 委員
6番 福士 永輝 委員	7番 去石 徹 委員	8番 畠山 一伸 委員
9番 阿部 剛夫 委員	10番 飛澤 教男 委員	

4. 欠席した委員は次のとおりである。(欠席委員 1名)

4番 山崎 安人 委員

5. 事務局出席者は次のとおりである。

事務局長 飛澤 寛一  
次 長 中屋 和秀  
主 査 小野寺 泉

6. 会議に付した事件

- 日程第1 議事録署名委員及び書記の指名
- 日程第2 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出書の受理について
- 日程第3 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請の審議について  
議案第2号 農地法の適用外証明願いについて  
議案第3号 宮古市農用地利用集積計画を定めることについて

— 午後1時30分 開会 —

議長  
(飛澤教男会長)

本日は、4番山崎安人委員から欠席の連絡がありました。  
現在、委員9名中8名の出席です。  
宮古市農業委員会会議規程第11条の定足数に達しておりますので、これより第21回宮古市農業委員会総会を開会いたします。

次に、「宮古市農業委員会憲章1番」を朗読いたします。  
憲章を読み上げますので、復唱願います。

(憲章1番)

(宮古市農業委員会憲章朗読)

議長

ありがとうございます。  
それでは、日程第1、議事録署名委員及び書記の指名を行います。  
お諮りいたします。議事録署名委員及び書記の指名につきましては、宮古市農業委員会会議規程第13条により、議長から指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長  
(報告第1号)

異議なしと認め、議事録署名委員には5番中野委員と6番福士委員を、書記には事務局の小野寺主査を指名いたします。

次に、日程第2、報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出書の受理について」を事務局より報告願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の1ページをお開き願います。

(議案書の報告第1号を朗読)

今月の受理件数は10件で、取得事由は相続が9件、遺贈が1件で、農業委員会によるあっせんの希望はございません。

それでは1月分届出合計を読み上げて報告といたします。

4ページをお開き願います。

(議案書を朗読して報告)

以上で報告を終わります。

議長

報告が終わりました。  
報告ではございますが、皆さんから何かお聞きしたいことがあればお受けいたします。

なお、発言の際は、はじめに議席番号とお名前をお願いいたします。  
どなたかございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長  
(議案第1号)

ないようですので、次に、日程第3、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を議題といたします。  
付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。

中屋次長	<p>議案書の5ページをお開き願います。  (議案書の議案第1号を朗読)  付議番号1番についてご説明いたします。所在図は1ページ、資料のナンバー1をご用意願います。  (議案第1号付議番号1番を議案書の朗読により説明)  資料ナンバー1をご覧願います。  1月13日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の澤口委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。  1 農地転用許可基準からみた意見と理由欄でございます。(1)農地の種類は、農業振興地域整備計画における農用地区域内の農用地でございます。(2)から(4)まで及び(7)については転用許可基準からみて、いずれも適当確実と認められるものでございます。(5)、(6)、(8)については該当ございません。  2 他法令関連事項欄でございます。(1)は該当ございません。(2)都市計画法との関連は、計画区域外でございます。(3)農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域内でございます。(4)は該当ございません。  以上の調査の結果は、転用許可基準を満たしており、3 調査意見といたしましては、許可相当と認められるものでございます。  なお、地区担当推進委員の澤口委員は、異議がないということでございました。  説明は以上でございます。</p>
議 長	<p>今月の月当番は私ですので、私から発言いたします。  ただ今の事務局の説明のとおり問題なしと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。</p>
議 長	<p>以上で説明が終わりました。  これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。    (「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。  以上で、議案第1号の審議が終了いたしました。  これより、議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請の審議について」を採決いたします。  お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。    (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員賛成です。よって、議案第1号は原案のとおり許可相当として、県知事へ意見を送付いたします。</p>
(議案第2号)	<p>次に、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を議題といたします。  付議番号1番について、事務局より説明願います。中屋次長。</p>

中屋次長

議案書の6ページをお開き願います。

(議案書の議案第2号を朗読)

付議番号1番についてご説明いたします。所在図は2ページ、資料のナンバー2をご用意願います。

(議案第2号付議番号1番を議案書の朗読により説明)

資料のナンバー2をご覧願います。

1月13日に月当番の飛澤会長、地区担当推進委員の内館委員、事務局から私の3人で現地を確認しております。

調査書の1適用外証明の範囲でございますが、(4)その他農地又は採草放牧地以外になってから長年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難と認められるもの、この場合において「長年月を経過した土地」とは、20年を経過したものとする、に該当するものでございます。2他法令関連事項、農振地域整備計画との関連は、振興地域内で農用地区域外でございます。3調査意見、結論でございますが、1適用外証明の範囲の(4)に該当し、付議番号1番の申請内容は相当と認められるものでございます。

なお、地区担当推進委員の内館委員は、異議がないということでございました。

説明は以上でございます。

議 長

それでは月当番の私のほうから発言いたします。

ただ今の事務局の説明のとおりと判断してまいりました。皆様のご審議をよろしく願います。

議 長

以上で説明が終わりました。

これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑がないようですので、付議番号1番の審議を終わります。

以上で議案第2号の審議を終了いたしました。

これより、議案第2号「農地法の適用外証明願いについて」を採決いたします。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

(議案第3号)

次に、議案第3号「宮古市農用地利用集積計画を定めることについて」を議題といたします。

付議番号1番は、議事参与の制限に該当する案件でございますので、まず、付議番号1番の審議、採決を行い、その後に付議番号2番の審議、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

異議なしと認め、そのように進めてまいります。  
ここで、3 番竹野委員には一時退室をお願いします。

(3 番竹野委員 退室)

議 長

付議番号 1 番について、事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

議案書の 7 ページをご覧ください。  
(議案第 3 号及び議案第 3 号付議番号 1 番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

ないようですので、付議番号 1 番の審議を終わります。  
これより、議案第 1 号付議番号 1 番について採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手  
願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第 3 号付議番号 1 番は原案のとおり決定いた  
しました。  
ここで、3 番竹野委員の入室を許します。

(3 番竹野委員 入室)

議 長

竹野委員にお伝えいたします。議案第 3 号付議番号 1 番は、原案のとおり  
決しました。  
次に付議番号 2 番について、事務局より説明願います。小野寺主査。

小野寺主査

(議案第 3 号付議番号 2 番を議案書の朗読により説明)

議 長

説明が終わりました。  
これより質疑、討論に入ります。質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

議 長

質疑ないようですので、付議番号 2 番の審議を終了いたしました。  
これより、議案第 3 号付議番号 2 番を採決いたします。  
お諮りいたします。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手  
願います。

(全員挙手)

議 長

全員賛成です。よって、議案第3号付議番号2番は原案のとおり決定いたしました。

以上をもちまして、本日予定しました日程のすべてを終了いたしました。これをもちまして、第21回宮古市農業委員会総会を閉会といたします。ありがとうございました。

— 午後1時50分 閉会 —

以上、会議の顛末を記録し、相違ないことを証するため、宮古市農業委員会会議規程第30条第2項の規定により署名押印いたします。

令和 年 月 日

会 長 飛澤 教男

署名委員 中野 正隆

署名委員 福士 永輝